

省令

○総務省令第六十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法のの一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の施行に伴い、統計法(平成十九年法律第五十三号)第三十四条及び第三十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月九日 総務大臣 川端 達夫

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則(平成二十年総務省令第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中、「外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に、「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の規定による改正後の統計法施行規則第十一條第二項第一号(同規則第十六條において準用する場合を含む)の規定の適用については、中長期在留者(出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者)が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律(次項において「改正法」という。第四條の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)に規定する外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。))は在留カードとみなし、特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者)をいう。が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

2 前項の規定により、登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八條第二項各号に定める期間とする。

○厚生労働省令第百二二号

次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第十一条第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月九日 厚生労働大臣 小宮山洋子

次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令の一部を改正する省令

次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令(平成十七年厚生労働省令第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第三項中「次世代育成支援対策交付金」を「子育て支援交付金」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第六条第一号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十一条第二号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第七号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第一条第一号の改正規定中「既に被保険者の資格を取得している者」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)に定める在留資格を有する者であつて既に被保険者の資格を取得しているもの」に改め、同条第二号を改め、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする改正規定中「第九條第一号中「入管法」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)に改め、同条第三号」を「第九條第三号」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第百五十八号
統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項第三号の基幹統計として次のように指定したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。
平成二十四年七月九日
総務大臣 川端 達夫

一 名称 社会保障費用統計
二 作成目的 社会保障に要する費用の規模及び政策分野ごとの構成を明らかにすることを目的とする。
三 作成者 厚生労働大臣
四 作成方法 統計調査以外の方法により作成する。

○法務省告示第百七十二号

大阪市西区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年八月九日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一 当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注意

一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれば西区役所又は大阪法務局に照会すること。

平成二十四年七月九日 法務大臣 滝 実

大阪市西区阿波座下通一丁目四十二番地 丹波大三郎

○法務省告示第百七十三号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十四年七月九日 法務大臣 滝 実

住所 兵庫県加古川市東岸町西井ノ口33番地7 西野 昭和48年12月5日生
住所 兵庫県西脇市上野19番地 洪亨秀 昭和51年8月18日生
住所 横浜市保土ヶ谷区藤沢町321番地17 金聖日 昭和56年1月18日生
住所 横浜市戸塚区原宿5丁目31番13-501号 劉敬新 昭和42年11月26日生
住所 横浜市西区中央2丁目14番1-406号 王麗華 昭和57年10月7日生
住所 山口県宇部市大字際波2628番地9 張万石 昭和50年10月3日生
住所 山口県宇部市大字際波240番地7 張善美 昭和48年10月15日生
住所 兵庫県加古川市平岡町山之上684番地38 張玉順 昭和55年12月26日生
住所 岡山市南区菟田475番地22 韓貞潔 昭和44年7月9日生
住所 三重県津市柳山津奥318番地 金明美 昭和49年5月7日生
住所 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田1449番地31 ナタリフ・カサノバ・ヒウタ 昭和57年9月8日生
住所 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田1449番地31 フアン・ミゲル・ロベルト・カサノバ・ヒウタ 昭和62年12月13日生